

令和3年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年8月10日（火）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年8月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	5番 中嶋 英徳
6番 石井 裕	8番 宮本 静子	9番 木山 倫彦
10番 増岡美知子		

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 徳永 章	7番 嶋田 正忠
---------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提 出 議 案

報告第10号 許可不要転用届について

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

事務局… では、起立。礼。着席。

ただいまから令和3年度第5回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、事務局長が体調不良のため、私、前田のほうで進行をさせていただきます。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。

この暑いときに、農地調査、さっき私も今日はおししましたけど。まだ終わってない方もいらっしゃるんですけど、あと1か月近くありますので、できるときに、なるべく早く調査をして出していただきたいと思います。暑いときに本当申し訳ありません。よろしく申し上げます。

一昨日、台風9号で、ちょうど矢印で言うと九州直撃のような矢印で襲ってきましたけど、結果的には、鹿児島島に上陸して、そして広島の方に流れました。気圧そのものも大した台風ではなかったもので、心配するような台風ではなかったかなというふうに私は思いますけど、よその地区では、広島辺りでは相当被害が出ておりました。木が倒れたり、停電になったり、雨が降ったりで、もう相当被害が出ておられます。この7月、8月、9月は台風のシーズンですが、今からまだまだ来ると思います。本当、台風が来ないように祈るばかりでございます。

毎日、暑い日が続きます。昨日は岐阜県多治見市で40.6度、これが最高でした。そして今日のニュースでは、関東地区で、今日は30度、35度近い暑さが出るというふうな予報もされておられます。暑い中、皆さん、毎日お仕事、御苦労さんでございます。

それから、またコロナの話ですが、今日は新聞に長洲町は載ってませんでしたが、毎日のように長洲町もコロナが出ておられます。荒尾と玉名が、玉名が一番多いですかね、この辺では。用心して、3密を避けて、そして熱中症、それから日射病にかからないように注意して頑張ってくださいと思います。

今日は第5回の定例会です。よろしく申し上げます。

事務局… ありがとうございました。

本日の欠席委員を御報告いたします。4番徳永委員、7番嶋田委員より欠席の届出の連絡があっております。

本日の出席委員は9名中7名であり、定足数に達しておりますので、総

会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。
濱北会長… はい、分かりました。それでは、早速議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第10号「許可不要転用届について」、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第20号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、8番宮本委員、9番木山委員にお願いをいたします。

議事に入ります。

1ページです。報告第10号「許可不要転用届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局… 報告第10号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号4番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

なお、備考欄に許可不要規定を記載しておりますので、御確認ください。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり、送電用電気工作物等の設置のためとなっております。

以上で報告第10号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第10号はこれをもって終わります。

次に進みます。

2ページです。議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局… 議案第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、

次のとおり提出いたします。

議案書の2ページから5ページ、受付番号23番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町役場東側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから2ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4万9,588㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動へ参加、及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は5万1,304㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号23番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員5番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員… 中嶋です。先日、現地確認に行きましたところ、この地区につきましては、先般からずっと出ている地区の一環でございますし、現地を見ていった中で、自分の身長よりも高くセイタカアワダチソウ等が植わって先が見えないような状況で、確認どころか、もうやっとそこまでたどり着いたという感じでした。

よければですね、購入された方に草刈り等を行っていただくようにですね……。購入ですのであれですけども、していただければなという形で思っておりますので、それについては事務局のほうから、よければ通達をお願いしたいなということだと思います。

売買ですので、別にそこについてはもう問題ないかなという形で思っております。

以上です。

濱北会長… ありがとうございます。

続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員… 中村です。今言われとおりに、本当雑草が生い茂って、大変なところでした。別に問題ありませんので、審議のほうをよろしく願います。

濱北会長… ありがとうございます。

今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ちょっと私からいいですか。

今、中嶋委員から言われたとおりにと思います。これは何年後にあそこを埋めるのか、ちょっと期間が分かりませぬのでね。分からないのに、そのまま放って、買収ばずっとして、いつから始むっか。もうそがんすると、木がうわって来っとなかなかろかなと、そういう心配もなかでもないと思います。どがんかその辺を事務局のほうで何かできないですかね、何かこう。どがんか。処置をしてもらおうような。

中嶋委員… やっぱ周りに家んあったけんね。ヒラクチのおるかおらんかは知らんばってんが。あがん家んあつとに、もう 後ろ、そん家の奥さん入る道にあつてから、そこから先は全部荒れとるもんね。何かよくなかつかなて。やっとなそこまで行って、車で行こかな、どがんするかな、もうつこけはせんのかねという感じで行かなんけんが、こらいかなていうことで……。

濱北会長… あすこは、そして道の狭うしてな。もう危なかつたい。もう道の境の分からんごてなるもん。

中嶋委員… 分からん、分からん。だけんが、行ってUターンはできんけん、またバックで出てこなでしようが。

事務局… 提出された行政書士通じてでも、ちょっと……。

中嶋委員… こら、いつときは誰かに貸して作ってもらわすとかな、今まで購入したところは。

事務局… 今、そのように申請はいただいているんですけど。今回のところはちょっと雑草がですな。もうずっと不耕作みたいなので。

中嶋委員… 作らすところは別に問題なかろうばってんね、管理ばさすけんね。

事務局… そうですね。

濱北会長… もうはっきり言うて、あすこはもともと作りにくかどこだったけんな。もうお金ばもらうなら、だっでんせんですよ。米は作られんし、麦だけでしょう。麦だけでも、あんた、カビートリーとか何とかで車は通られんとて。木なんかが植わってくつと早かですもんね、太なつとが。

まあ、工事業者だけんが、木どまどがんでんせらすとばってんな。

中嶋委員… あっちの川沿いはきれいにしなはつとばってんね。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決をします。議案第18号、受付番号23番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号23番は原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。

6 ページです。議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局… 議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の6ページから9ページ、受付番号6番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は古城西公園の北西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了のお知らせによる融資額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和4

年8月31日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出を避けるため土留めを設置し、個人住宅建築であるため、周辺農地への日照、通風、耕作等への影響はないとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するとのことです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを7か所設置し、側溝に放流とのことです。

以上、受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の10番増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 増岡、説明いたします。8ページと9ページを御覧ください。9ページのほうが分かりやすいかと思えます。

古城に入る道、納骨堂のところを目指して行って、古城の端っこの方に行くんですけど、一応宮野になってはいますが、ここは向野区と古城区と入り混じっているところですね。初めは畑ばかりでしたが、隣接するところはみんな宅地になって、去年だったかな、そこの一角を私、売ったんですけど、きれいな家が建ってあったりとかしております。

ここところは道路からちょっと高くなっていますので、やっぱりコンクリートでせんと流れるかなと思いますが、何ら支障はないと思います。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員… 推進委員の城戸です。先ほどの説明のとおりだと思いますので、何ら問題はあると思いませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ないようですので、採決をいたします。議案第19号、受付番号6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号、受付番号6番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

10ページです。議案第20号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局… 議案第20号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、11ページが総括表となり、2021年の期間ごとの総括になります。12ページが今回の借手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては13ページ、使用貸借権1件、1筆、670㎡となっております。

以上、議案第20号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か御質問等はございますか。どうぞ。

中嶋委員… 所有権移転と一番下にあるじゃん、11ページ。

事務局… はい。

中嶋委員… これは、今日、所有権移転のかかっつとは数字は入ってこんど。

事務局… 今回は所有権移転はないので。

中嶋委員… さっきんとは。売買のやつは所有権移転じゃないの。

事務局… あれは促進法のほうじゃないので。

中嶋委員… はい、はい。そんならよかです。

濱北会長… ほかにないですか。

ありません の声有

なければ採決をします。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他のことで意見等がありましたら、お願いいたします。ないですか。

ありません の声有

濱北会長… もう、皆さんは農地調査は終わりましたか。まだですか。

増岡委員… 熱中症になったらいけないので、ちょっとこの時期は……。待って
ます。

濱北会長… あと1か月近くはありますので。

増岡委員… 近々周ります。

濱北会長… 次の定例会までに提出してもらうようお願いをいたします。

ほかにないようですので、事務局のほうから説明をお願いします。

- 1 人・農地プランについて
- 2 熊本県の新任委員研修会について
- 3 農地利用状況調査表の提出について
- 4 活動日誌の提出について

濱北会長… それでは、事務局の説明も終わりました。

これをもちまして、令和3年度第5回長洲町農業委員会定例会を閉
会 いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時03分）